

子子未保施第317号
令和5年 5月 1日

私立保育所
地域型保育事業所
認定こども園
(保育所部分)

在園児保護者 様

さいたま市長 清水 勇人

令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症に係る
対応等について (通知)

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置付けが5類感染症に見直しされますが、引き続き、令和5年3月8日付け子幼保第6295号の通知に基づき、次のとおり対応してまいります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性者の発生等に伴う臨時休園・応急保育の実施及び登園自粛要請を原則的に行わないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額(保育料)の減免は行わないこと。
- ・ 複数の保育士が陽性者となるなど、保育体制が確保できない恐れがある場合には、例外的に、臨時休園等の対応を行うことがあるが、臨時休園等に伴う利用者負担額(保育料)の減免は行わないこと。

なお、5類感染症への見直しに伴い、保育所等に係る基本的な感染症対策が変更となった場合には、国から内容が示され次第、速やかに周知をいたしますので、引き続き、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

【担当】

子ども未来局 子育て未来部

保育施設支援課 民間保育係

電話 048-829-1866

FAX 048-829-2516